

藤沢市教育委員会 7月定例会 会議録

日 時 2025年(令和7年)7月24日(木)

午後3時00分～3時53分

場 所 藤沢市役所本庁舎8階 8-1・8-2会議室

1 開会

2 会議録署名委員の決定

3 前回会議録の確認

4 議事

(1) 議案第15号 令和8年度使用藤沢市立小学校及び中学校用教科用図書の採択について

(2) 議案第16号 令和8年度使用藤沢市立特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書の採択について

(3) 議案第17号 藤沢市奨学金給付審査委員会規程の一部改正について

(4) 議案第18号 県費負担教職員の人事異動について

(5) 議案第19号 教育委員会事務局職員の人事異動について

5 その他

(1) 令和7年6月藤沢市議会定例会の開催結果について

6 閉会

出席委員

- 1 番 岩 本 將 宏
- 2 番 飯 盛 義 徳
- 3 番 種 田 多化子
- 4 番 石 井 由 佳
- 5 番 井 沼 隆 史

出席事務局職員

教育部長	川 口 浩 平	生涯学習部長	井 出 祥 子
教育部参事	坪 谷 麻 貴	生涯学習部参事	谷 本 博 史
教育部参事	石 田 芳 輝	生涯学習部総務課主幹	三 部 梨加子
教育総務課主幹	高 瀬 有 希	生涯学習総務課課長補佐	滝 沢 絵 美
教育指導課長	森 谷 真佐美		
教育指導課主幹	平 田 憲 司		
教育指導課指導主事	青 木 ちひろ		
教育指導課指導主事	伊 勢 直 子		
教育指導課指導主事	石 井 由理子		
学務保健課長	清 水 航 介		
学校給食課長	芳 賀 敬		
学校施設課長	藤 津 浩 士		
書 記	小門前 清 彦		

午後 3 時00分 開会

岩本教育長

皆様、こんにちは。

お待たせをいたしました。定刻となりましたので、ただいまから「藤沢市教育委員会 7月定例会」を開会いたします。

[illegible]

岩本教育長

それでは、会議録署名委員を決定いたします。

本日の会議録に署名する委員は、5番の井沼委員、2番の飯盛委員に
お願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長

それでは、本日の会議録に署名する委員は、５番の井沼委員、２番の飯盛委員をお願いいたします。

$$\frac{1}{2}, \frac{1}{3}, \frac{1}{4}, \frac{1}{5}, \frac{1}{6}, \frac{1}{7}, \frac{1}{8}, \frac{1}{9}, \frac{1}{10}, \frac{1}{11}, \frac{1}{12}, \frac{1}{13}, \frac{1}{14}, \frac{1}{15}, \frac{1}{16}, \frac{1}{17}, \frac{1}{18}, \frac{1}{19}, \frac{1}{20}, \frac{1}{21}, \frac{1}{22}, \frac{1}{23}, \frac{1}{24}, \frac{1}{25}, \frac{1}{26}, \frac{1}{27}, \frac{1}{28}, \frac{1}{29}, \frac{1}{30}, \frac{1}{31}, \frac{1}{32}, \frac{1}{33}, \frac{1}{34}, \frac{1}{35}, \frac{1}{36}, \frac{1}{37}, \frac{1}{38}, \frac{1}{39}, \frac{1}{40}, \frac{1}{41}, \frac{1}{42}, \frac{1}{43}, \frac{1}{44}, \frac{1}{45}, \frac{1}{46}, \frac{1}{47}, \frac{1}{48}, \frac{1}{49}, \frac{1}{50}, \frac{1}{51}, \frac{1}{52}, \frac{1}{53}, \frac{1}{54}, \frac{1}{55}, \frac{1}{56}, \frac{1}{57}, \frac{1}{58}, \frac{1}{59}, \frac{1}{60}, \frac{1}{61}, \frac{1}{62}, \frac{1}{63}, \frac{1}{64}, \frac{1}{65}, \frac{1}{66}, \frac{1}{67}, \frac{1}{68}, \frac{1}{69}, \frac{1}{70}, \frac{1}{71}, \frac{1}{72}, \frac{1}{73}, \frac{1}{74}, \frac{1}{75}, \frac{1}{76}, \frac{1}{77}, \frac{1}{78}, \frac{1}{79}, \frac{1}{80}, \frac{1}{81}, \frac{1}{82}, \frac{1}{83}, \frac{1}{84}, \frac{1}{85}, \frac{1}{86}, \frac{1}{87}, \frac{1}{88}, \frac{1}{89}, \frac{1}{90}, \frac{1}{91}, \frac{1}{92}, \frac{1}{93}, \frac{1}{94}, \frac{1}{95}, \frac{1}{96}, \frac{1}{97}, \frac{1}{98}, \frac{1}{99}, \frac{1}{100}$$

岩本教育長

続きまして、前回の会議録の確認をいたします。

何かございますでしょうか。

(訂正、修正等発言：なし)

特にないようですので、了承することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長

それでは、了承することといたします。

$$\frac{1}{2}, \frac{1}{3}, \frac{1}{4}, \frac{1}{5}, \frac{1}{6}, \frac{1}{7}, \frac{1}{8}, \frac{1}{9}, \frac{1}{10}, \frac{1}{11}, \frac{1}{12}, \frac{1}{13}, \frac{1}{14}, \frac{1}{15}, \frac{1}{16}, \frac{1}{17}, \frac{1}{18}, \frac{1}{19}, \frac{1}{20}, \frac{1}{21}, \frac{1}{22}, \frac{1}{23}, \frac{1}{24}, \frac{1}{25}, \frac{1}{26}, \frac{1}{27}, \frac{1}{28}, \frac{1}{29}, \frac{1}{30}, \frac{1}{31}, \frac{1}{32}, \frac{1}{33}, \frac{1}{34}, \frac{1}{35}, \frac{1}{36}, \frac{1}{37}, \frac{1}{38}, \frac{1}{39}, \frac{1}{40}, \frac{1}{41}, \frac{1}{42}, \frac{1}{43}, \frac{1}{44}, \frac{1}{45}, \frac{1}{46}, \frac{1}{47}, \frac{1}{48}, \frac{1}{49}, \frac{1}{50}, \frac{1}{51}, \frac{1}{52}, \frac{1}{53}, \frac{1}{54}, \frac{1}{55}, \frac{1}{56}, \frac{1}{57}, \frac{1}{58}, \frac{1}{59}, \frac{1}{60}, \frac{1}{61}, \frac{1}{62}, \frac{1}{63}, \frac{1}{64}, \frac{1}{65}, \frac{1}{66}, \frac{1}{67}, \frac{1}{68}, \frac{1}{69}, \frac{1}{70}, \frac{1}{71}, \frac{1}{72}, \frac{1}{73}, \frac{1}{74}, \frac{1}{75}, \frac{1}{76}, \frac{1}{77}, \frac{1}{78}, \frac{1}{79}, \frac{1}{80}, \frac{1}{81}, \frac{1}{82}, \frac{1}{83}, \frac{1}{84}, \frac{1}{85}, \frac{1}{86}, \frac{1}{87}, \frac{1}{88}, \frac{1}{89}, \frac{1}{90}, \frac{1}{91}, \frac{1}{92}, \frac{1}{93}, \frac{1}{94}, \frac{1}{95}, \frac{1}{96}, \frac{1}{97}, \frac{1}{98}, \frac{1}{99}, \frac{1}{100}$$

岩本教育長

議事に入ります前に、議案第18号「県費負担教職員の人事異動について」、議案第19号「教育委員会事務局職員の人事異動について」は、審議する議案が人事に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、非公開での審議したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第18号及び第19号につきましては、後ほど非公開での審議といたします。

[illegible]

岩本教育長

それでは、議事に入ります。

議案第15号「令和8年度使用藤沢市立小学校及び中学校用教科用図書
の採択について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森谷教育指導課長。

森谷教育指導課長

それでは、議案第15号「令和8年度使用藤沢市立小学校及び中学校用教科用図書の採択について」、説明いたします。（議案書参照）

査研究をするのに参考としていただいた資料を確認させていただきます。

まず、文部科学省の「学習指導要領」、そして神奈川県教育委員会から示された「令和８年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」でございます。

次に、市独自の資料として、教科用図書採択審議委員会からの答申、特別支援学級設置学校長及び特別支援学校長が自校の教員に調査研究をさせた「令和８年度使用特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書調査書」、今回、新たに教科書として希望のありました新規図書と、複数種目で希望のありました図書の内容と、「児童生徒の特性を踏まえた選定の理由」等についてまとめました「令和８年度使用特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書調査書まとめ」でございます。

なお今回、審議委員会からの答申後に、事務局作成の調査書まとめに、学校から希望のあった１冊の一般図書について、記載が漏れていたことがわかりました。

この件につきまして、教育長及び教科用図書採択審議委員会にも報告し、教育長の確認の上、漏れていた１冊についても、審議委員会から適切であると御意見をいただきましたので、事務局でその１冊についてまとめたものを資料として、教育委員の皆様に事前にお渡ししております。

それでは、提案理由等を説明いたします。

この議案を提出いたしましたのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第６号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条第１項並びに学校教育法附則第９条第１項の規定により、採択する必要によるものです。

学校教育法附則第９条の規定による一般図書につきまして、文部科学省初等中等教育局教科書課長通知では、児童生徒の障がいの種類、程度、能力、特性に最もふさわしい内容であることや、可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であること、上学年で使用する図書や採択するほかの教科の図書との関連性も考慮すること、高額なものに偏ることがないようにすることなどが明記されております。

採択する教科用図書につきましては、令和８年度使用藤沢市教科用図書の採択方針に基づき、採択日程に沿って、特別支援学校及び特別支援学級設置校による調査研究、審議委員の委嘱又は任命、教育長による審議委員長への諮問を経て、第２回藤沢市教科用図書採択審議委員会におきまして審議が行われました。

その結果、「子どもの実態や発達段階に応じて幅広く一般図書の採択が可能となるように、昨年まで採択されている一般図書は、発行者による供給が困難となった図書を除いて、引き続き使用できること」、「今回審議を行った教科用図書として使用したいと考えている新規図書や複数種目で希望がある一般図書は、いずれも適切であること」と、考える内容が答申されております。

7ページの「令和8年度使用藤沢市立特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書」をごらんください。

以後、28ページまでに記載している一覧が、藤沢市で昨年度採択された一般図書及び今年度新たに希望が上がった一般図書でございます。

「新」と書かれたものは、藤沢市立学校において、今回新たに希望が出されたもので、「□」印の書かれた図書は、複数の種目で希望が出されたものでございます。また、無印のものについては、昨年度、本市で採択されているもの、「●」印の書かれた図書は、その中で来年度、発行者による供給が困難となっているものでございます。

なお、29ページにもございますように、点字教科書や拡大教科書も、学校教育法附則第9条の規定による一般図書として給付の対象となります。

また、本市の小中学校で採択されている検定済教科書並びに特別支援学校小・中学部用文部科学省著作教科書も給付の対象となり、これらの教科用図書の中から、無償給付の対象となる特別支援学校における小・中学部及び小・中学校の特別支援学級の児童生徒1人に対して、種目ごとに適した教科用図書1冊が給付されます。

また、高等部においては、無償措置の対象外となりますが、学校教育法附則第9条の規定による一般図書及び教科書目録に登載されている教科書を使用することになります。

議案書につきましては、5ページ、6ページに記載のとおりでございます。

以上、よろしくご審議いただき、ご決定いただきますようお願いいたします。

岩本教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、これから協議をまいります。

まず、本市で昨年度までに教科用図書として採択されてきた図書につきましては、来年度、発行者による供給が困難な図書を除き、引き続き使用していくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、昨年度までに採択されている図書につきましては、引き続き使用することとし、議案書7ページ以降にあります、今回、新たに希望があった図書と、複数の種目で希望があった図書について協議をしてまいります。

協議の方法について、私から提案をさせていただきます。

事務局から説明のあった答申に含まれていなかった1冊についても、審議委員会から適切であるとの意見をいただいていることを踏まえまして、7ページのナンバー1「国語・書写」から、27ページのナンバー10「道徳」まで、一括して協議をしていくことでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、ご意見をお願いいたします。

種田委員。

種田委員

ご説明ありがとうございます。

ご説明をいただいた中でもありましたが、特別支援学校、特別支援学級に所属している児童生徒に対して、かかわっている教師の方が、採択された一般図書を一つ一つごらんになって、それで、これはあの子に、これはあの人にみたいところで決めていらっしゃるって聞いております。

ですから、適切に使っていただけるし、その児童生徒の障がいの特性あるいは発達段階もわかっている方が選んでいた一般図書だと思っております。

特に今回、全部の図書を見せていただきましたが、記憶に残るのは、やはり英語で「ペンがおしゃべり」をするというのが2冊ほどありました。あるいは家庭と道徳で、両方使えるというところがありました。「学校では教えてくれない大切なこと(6)友達関係(気持ちの伝え方)」、こういう本が、お子さんのこれからの生活に役に立つのではないかと思います。

各先生方が知っているお子さんのために、これはいいなと思って選んでいただいた新しい採択本を、私も大丈夫だと思いました。審議委員会の先生方も、よく見ていただいておりますので、これで大丈夫だと種田も思います。

よろしくお願いいたします。

岩本教育長

ありがとうございました。ほかには、いかがでしょうか。

井沼委員。

井沼委員

ご説明ありがとうございました。

審議会を傍聴させていただき、また、新たに挙げられました教科用図

書も見させていただきました。種田委員がおっしゃったように、どれもそれぞれの児童生徒の発達段階に合わせた教科書を、現場の先生が目にしていただき、またそれを「この子に」というところで選んでいただいたと思いますので、私も異議はありません。

また、それぞれ専門的なものから、幅広い知識を得られるような本もたくさんありましたので、これはすばらしい教科書になるなと思いました。私も、採択に異論はございません。

以上です。

岩本教育長

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

飯盛委員。

飯盛委員

ご説明ありがとうございました。

私も、両委員と同じ意見でございます。

まず、現場に精通されている、そして児童生徒のことをよくご存じの先生方が選択された教科用図書というのが、まず第一だと考えております。

その上で、全ての教科用図書を拝見いたしました。全て児童生徒の学びに興味を持てるようになっていて、絵や写真など豊富に取り入れられていました。それが、理解しやすいように工夫が凝らされていると感じました。

私も、この内容で賛成です。

以上です。

岩本教育長

ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

石井委員。

石井委員

ご説明ありがとうございました。

私も、皆様と同じ意見です。どの本も、その本を読むことを想像すると、大人と子どもが会話をしながら、楽しみながら、一つのいろいろな課題を達成していく様子が見えるようで、よい選択であるのかなと思います。

また、防災とか街角の危険な部分とか、そういったことに対してとか、あと、働く意義とか金銭感覚とか、そういう自立に向けての、お子様方の道しるべにもなるような本もあり、大変よい選択であったと思いますので、全て採択していただくことに異議はございません。

以上です。

岩本教育長

皆さんから意見をいただきましたが、何か追加がございますか。

(追加発言等：なし)

それでは、皆さんのご意見をまとめますと、特別支援関係の教科用図書につきましては、一人ひとりの発達段階に合わせて教科書を選んでいくことが大切であるため、新規図書と複数種目での希望図書を含めた全ての図書を、教科用図書として採択することといたしますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、ご異議がないようですので、議案第16号「令和8年度使用藤沢市立特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書の採択について」は、発行業者による供給が困難となった図書を除き、「令和8年度使用藤沢市立特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書」にあります全ての図書を教科書として採択いたします。

÷÷÷

岩本教育長 続きまして、議案第17号「藤沢市奨学金給付審査委員会規程の一部改正について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

石田教育総務課長。

石田教育総務課長 議案第17号「藤沢市奨学金給付審査委員会規程の一部改正について」、ご説明申し上げます。(議案書参照)

議案書の30ページをごらんください。

この議案を提出したのは、藤沢市奨学金給付審査委員構成の見直しをするため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、32ページの新旧対照表でご説明をさせていただきます。

第3条の(組織)についてでございますが、第4項のうち、「次に掲げる者」を、「次に掲げる者のうちから委嘱し、又は任命する。」に改め、また、同項第3号及び第5号から第7号までを、記載のとおり改めるとともに、8号を加えるものでございます。

33ページにお移りいただきまして、附則につきましては、施行日を令和7年9月1日と定めるとともに、任期の特例といたしまして、現在の委員任期が9月1日から翌々年の8月31日までの2年間となっているものを、今回、5月1日から翌々年の4月30日までの2年間に改めるため、今回の改正を、最初に委嘱、又は任命される委員の任期を令和9年4月30日までと定めるものでございます。

以上で、議案第17号の説明を終わらせていただきます。

岩本教育長

種田委員。

ご説明ありがとうございます。

特に、それぞれの課長さんから、それぞれの職員さんに代わっているように思います。何か意義やきっかけがあるのかなと、ちょっと思いました。よろしくお願いいたします。

高瀬教育総務課主幹。

泉主幹　今回、こちらの改正をさせていただいた理由ということでございますけれども、奨学金の給付審査委員会におきまして、様々な家庭状況を踏まえて審査をするため、支援制度等に、より精通している方が望ましいのではないかというご意見などが出たことで、こちらの検討をさせていただいたという経過になります。

また、今まで、例えば福祉総務課長ですとか子ども総務課長ですとか課長であった者が職員となった理由でございますが、それぞれ、その年によってふさわしい者が代わってくるということで、広くそちらの課の中から適した者を選びたいということで、課の職員から1名という形にさせていただきます。

以上です。

ご回答ありがとうございます。

私も、そうかなとは思いましたが、今後とも、奨学金の給付が、必要なお子さんに届くように、よろしくお願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、ほかにはないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

それでは、議案第17号「藤沢市奨学金給付審査委員会規程の一部改正について」は、原案のとおり決定いたします。

岩本教育長

それでは「その他」に移ります。

その他（１）「令和７年６月藤沢市議会定例会の開催結果について」、事務局及び生涯学習部の報告を求めます。

川口教育部長。

川口教育部長 それでは、「令和7年6月藤沢市議会定例会の開催結果」につきまして、教育部にかかわる部分をご報告いたします（議案書参照）

議案書38ページをごらんください。

6月市議会定例会は、6月5日から26日までの22日間で開催をされました。

5月の教育委員会定例会にてご審議の上、ご決定をいただきました議案「財産の取得について（学習用ノートパソコン）」並びに6月の教育委員会定例会にて、教育長の臨時代理としてご報告をさせていただきました議案「工事請負契約の締結について」、藤沢小学校、俣野小学校、羽鳥小学校、小糸小学校、明治中学校の校舎棟外壁等改修工事につきましては、6月9日の本会議において、議案質疑の後、可決をされました。

また、5月の教育委員会定例会にてご審議の上、ご決定をいただきました議案「令和7年度藤沢市一般会計補正予算」につきましては、6月16日の補正予算常任委員会に付託をされ、審査の結果、可決すべきものと決定をされ、6月19日の本会議において可決されました。

次に、6月12日に開催されました子ども文教常任委員会につきましてご報告をいたします。

議案書の39ページをごらんください。

今回、教育部に関係する案件は、陳情が2件でございます。

陳情7第2号「フリースクール等に通う子どもへの支援についての陳情」につきましては、フリースクール等を利用する不登校児童生徒の保護者に対し、神奈川県補助制度を利用するなどして、利用料への補助制度を設けるように、市議会から市に対して働きかけることを求めたものでございます。

この陳情に対する今後の市教育委員会の考え方につきましては、校内教育支援センター機能の充実を第一に図り、子どもに直接届けることができる支援の充実に努めてまいりたいと考えており、陳情項目の子育て家庭への経済的支援への対応につきましては、よりよい学校づくりの、その先の対応として、庁内での議論を踏まえ検討していく旨をご説明させていただきました。

また、陳情7第3号「藤沢市内小・中学校内への居場所の設置についての陳情」につきましては、藤沢市の公立小中学校内に、不登校や教室に足を運びづらい児童生徒のための居場所の設置及び人の確保について、市議会から市に対して働きかけることを求めたものでございます。

この陳情に対する市教育委員会の考え方につきましては、現在、市立中

学校全校には、クラス以外の学びの場として、いわゆる別室を設けていることから、全ての授業時間において支援員の配置を早急に図り、相談から支援まで一貫して行うことができる校内教育支援センター機能の充実に努めること。

また、小学校におきましても、気持ちを落ち着かせることができたり、困り事に柔軟に対応できたりする、全ての子どもたちの安心できる場を全校に展開し、陳情項目にある不登校や教室に足を運びづらい児童生徒のための居場所の設置及び人の確保を進めてまいりたい旨を説明させていただきました。

なお、いずれの陳情も、「趣旨了承」となりました。

続きまして、議案書の40ページをごらんください。

一般質問につきましては、教育部に関連する部分は14人の議員からございました。質問の件名と要旨につきましては、議案書40ページから44ページに記載のとおりで、下線又は二重線で、要旨の最後に【教育部】と記載している箇所が教育部に関連する質問でございました。

なお、常任委員会のほか、一般質問の内容等につきましては、市議会ホームページにおいて録画配信や、今後、会議録の公表がございますので、説明は省略させていただきます。

教育部にかかわる部分についてのご報告は以上でございます。

井出生涯学習部長。

井出生涯学習部長　続きまして、生涯学習部にかかわる部分につきまして、ご報告をいたします。(議案書参照)

6月12日に開催されました子ども文教常任委員会につきましては、今回、生涯学習部に関係する案件はございませんでした。

続きまして、議案書の40ページをごらんください。

「一般質問」につきましては、生涯学習部に関連する質問は、7人の議員からございました。質問の件名と要旨につきましては、40ページから44ページに記載のとおりで、二重線で、要旨の最後に【生涯学習部】と記載されている箇所が生涯学習部に関連する質問でございます。

なお、令和7年度藤沢市一般会計補正予算の審議結果等につきましては、先ほどの教育部からの報告のとおりでございます。

以上で、教育部及び生涯学習部に係る令和7年6月藤沢市議会定例会の開催結果についての報告を終わります。

岩本教育長　事務局及び生涯学習部の説明が終わりましたが、ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

種田委員。

種田委員

市議会、お疲れさまでした。

教育部のご質問に対して2件、生涯学習部のご質問について2件お尋ねしたいと思います。

まず、40ページの加藤彩野さんの2番目の質問ですね。「人権とジェンダー平等について」、ここで教育部への質問になると思いますが、「性と生殖に関する健康と権利における諸課題について」、これは、どのような質問があって、どう回答をされたのか、お尋ねしたいと思います。

もう一件は、41ページの松尾宏之さんの3つ目の質問ですね。「安全・安心な学校の体育館のために」、「体育館のエアコン設置について」、今、本当に熱中症が、危険アラートが出ている状況ですけれども、どのような質問で、どう答えられたのか、お尋ねしたいと思います。

生涯学習部に関しては、42ページの有賀正義さんの「公有財産の有効活用について」の(2)「市民会館について」、どのような質問が出て、どう回答されたのか、お願いいたします。

最後に44ページの西 智さん、「誰もが安心して生活できる社会について」の(1)「デフリンピックについて」のご質問があったようですが、こちらもお質問と回答を教えてくださいたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

岩本教育長

川口教育部長。

川口教育部長

それでは、順にご説明をさせていただきます。

まず、質問の1点目、加藤彩野議員の「人権とジェンダー平等について」でございますけれども、ここの部分の質問については、9点ございました。そのうち、教育部が受けた質問については2点ございまして、1つは、市立学校での生理用品の設置、配布の状況についてということのご質問と、それから、もう一点は、「こういった生理用品の在庫の心配を生徒にさせたり、保健室で借りるというような心理的負担を感じさせることなく、いつでも生理用品の設置がされていることで、安心して学校生活を送れるようにするべきと考えるが」という、この2点のご質問をいただきました。

1点目の現状、状況につきましては、本市立学校では、令和4年度までは、保健室で配布をしておりましてけれども、令和5年度（一昨年）からは、全ての小中、特別支援学校の女子トイレに、各校の事情に合わせて、個室であったり、または共用部分に生理用品を設置しているということでご回答をさせていただいております。

それから、もう一点の質問で、在庫の心配をしなくて済むようにということで、安心して学校生活を送れるようにというご質問に対しては、学校での設置に当たりましては、昨年度までは教育委員会で必要数を取りまとめ

て一括で購入して、学校にお配りをしていたということがありましたけれども、今年度（令和7年度）からは、学校が使用状況にあわせて在庫管理ができるように、学校で買えるような予算措置をしましたということでご答弁をさせていただいているのと、また、ご質問の中で、「返却」というようなことも、子どもたちに強いているのではないかということでのご質問がありましたので、生理用品についての返却は求めています、場合によっては、下着ですとか衣類に関するようなものも、どうしてもお貸しをしなければいけない、着替えなければいけないような状況のときには、それはお洗濯なりしてお返しいただいていますということは、学校によってはあるというようなことをお答えさせていただいて、いずれにしても、児童生徒が安心して通学できるような適切な学習環境の確保に努めていますということを、ご説明としてはさせていただきました。

それから、松尾議員の「エアコン設置について」というところでは、質問は5点ありまして、学校の体育館のエアコン設置、このところ猛暑なので必要だと思いますが、というご質問でしたので、この点については、市教委としても学校の体育館、小学校も中学校も設置が必要だと考えていますということで回答をしています。

それから、現時点でエアコンが設置されている、学校体育館にエアコンが設置されている学校はどういう状況ですかというのが、質問の2点目でしたので、今年度6月に小学校3校、中学校3校、計6校の空調設置は、もう既に完了いたしました。

また、今年度新たに小学校6校、中学校2校の8校について設置をします、令和7年度の12月末の設置完了を予定していますので、今年度中に、合計で14校の体育館に空調設備の設置が完了する予定ですのでということで回答をしています。

それから、質問の3点目ですけれども、設置に対して国や県から補助金って、市に交付されますかということについては、市が工事を行う場合には補助金の対象になりますけれども、エアコンをリースでお借りをして設置をする場合には、補助金の対象になりませんということで、工事になりますと、どうしても設計をしてから工事なので、足かけ2年かかってしまう状況があります。

ただ、一方でリースだと、リース契約をしてすぐにリース業者が設置に来るので、すぐに設置ができるということで、公共工事とリースと併用していることをお答えさせていただきながら、ただ、体育館の規模や大きさ、形状が特殊な体育館も中にはあるので、そこを公共工事であったり、その体育館の大きさや形状なんかによって、工事でやるかリース契約かというような

ことでご回答をしているところです。

それから、質問の４点目で、災害時の避難所機能の強化とか熱中症対策の両面からも、早急な促進が必要だと思うがということでご質問をいただきましたので、この点については、本市立小中学校体育館の空調設備については、特に今、再整備に取りかかっている学校、具体的に申し上げますと、小学校だと辻堂小学校が、今、基本設計を行おうとしています。それから、鵜沼中学校が実施設計をしています。それから、鵜洋小学校が基本構想をしていますので、再整備が間近なところは除いて、各学校の校舎棟の空調の更新整備だとかに併せて行ったり、また、繰り返しになりますが、体育館の形状や大きさなどを考慮して、公共工事及びリースの契約の２つの手法で早急に設置をしたいと考えていますということでご説明をしています。

それから、質問の５点目ですけれども、小中学校の体育館に空調設備が設置されるのにどのぐらいの期間がかかりますかということでしたので、ここについては、早期の設置に向けて取り組んでいますけれども、滞りなく進めることが可能であれば、工事施工完了までにおおむね３年程度を要するというところでお答えをさせていただいております。

教育部への質問の加藤議員と松尾議員については、以上になります。

種田委員

ご説明ありがとうございます。

体育館のエアコンは、本当に早急に必要なものだと思いますので、フル活動でお願いいたします。

あと、もう一点、女子生徒が必要な生理用のナプキンも、いろいろ改善されているとお聞きしました。そちらもよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

岩本教育長

滝沢生涯学習総務課課長補佐。

滝沢生涯学習総務課課長補佐

それでは、生涯学習部として有賀議員からありました件名１の「公有財産の有効活用について」、要旨（２）「市民会館について」の質問と回答内容について、ご説明させていただきます。

まず、市民会館のスケジュールにつきまして、供用開始予定が令和13年４月に変更となったことに伴いまして、新しい施設の供用開始が１年延長されたことから、市民会館の利用停止期間もスライドできないことについての理由を教えてくださいとの質問に対しましては、市民会館につきましては、令和８年３月31日をもって休館となり、管理運営を行っております藤沢市民開館サービスセンター株式会社についても、同日に営業活動を終了することを確認しており、また、施設につきましても、現在、空調設備や照明系統の不具合など、必要最低限の修繕に努めているところで、老朽化が進む中で、仮に利用停止期間の開始を１年間スライドすることとなれば、利用

者の安全性の確保が厳しくなるものと捉えているというところで回答をさせていただきました。

次に、質問としまして、市民会館の利用停止期間が5年程度になることについて、他市の事例を含めて市の考えを聞かせてくださいとの質問に対しましては、他市のホール利用の停止期間につきましては、近隣では、平塚市において耐震不足を理由に、平成27年に利用停止をし、その後、令和4年3月に、「ひらしん平塚文化芸術ホール」としてオープンするまで、およそ7年間ホール施設が利用できなかったことを、一例としてご回答いたしました。

市民会館におきましては、利用停止期間に備え、休館期間のお知らせや文化団体等を含む市民会館の利用者に対し、休館中の活動を継続していただくための代替施設の情報提供をしていること、また、ホールといった特別な場に限らず、屋外など、身近な場所での音楽コンサートの提供など、アウトリーチでの活動も積極的に進めていくことで、幅広い世代の文化芸術に対する興味・関心を高めていくことを説明させていただいたところです。

続きまして、西委員の、件名1「誰もが安心して生活できる社会について」、要旨(1)「デフリンピックについて」の質問内容と回答内容について、ご説明させていただきます。

まず、質問としまして、デフリンピックのポルトガル選手団の代表から、正式な事前キャンプの受入れ要請があったとのことから、現在の進捗・対応について聞きたいという質問に対しましては、デフリンピック、ポルトガル選手団の事前キャンプ進捗状況として、ポルトガル、神奈川県及び本市による三者協定の締結に向け調整を進めているところということで回答をいたしました。このたび、7月18日に、三者での協定を締結したところです。

また、事前キャンプの際には、神奈川県と連携し、ポルトガル選手団の意向を踏まえた上で、選手と市民との交流や公開練習などを通じて障がい者スポーツへの理解が広まるよう取組を行っていくことを回答させていただきました。

また、もう一点の質問としましては、デフリンピックの開催を11月に控えた中で、障がい者関係団体からも情報共有や市との連携を希望する声があると聞いています。開催に向けた機運醸成について、スポーツの分野について、どのような取組を行うのか聞きたいという質問に対しましては、回答といたしまして、東京2025デフリンピックの開催は、本市としましても、オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを受け継ぎ、障がいやスポーツへの理解を広げ、共生社会を推進する絶好の機会であると感じており、本年1月には、藤沢市聴覚障がい者協会からも、小中学生への理解促進や、

また、今後は、学校や地域団体等への周知・啓発の取組などを通じて、障がいの有無にかかわらず互いに認め合い、個性を尊重し、誰もが力を発揮できる社会をつくっていくという理念を、多くの市民の皆様と共有することが重要であり、本市が目指す「インクルーシブ藤沢」の実現に向け、障がい者団体とも連携・協力をしながら、選手一丸となって取り組んでいくことを回答したところでございます。

ご説明ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

私は、まず、テーマの2「不登校・いじめ対策について」の中で、「不登校対策について」に参加いたしました。藤沢市のほか、宮崎市、調布市、那覇市、西東京市、豊中市の委員が集いまして、各都市の取組の背景や取組内容、その効果、今後の課題について発表して、意見の交換をいたしました。

全国的に、不登校の生徒数は増加しており、また、各地域は、COCOLOプランに沿って早期発見や早期対応の取り組みをしていらっしゃいました。

どの地域も、登校することを目標にするのではなく、多様な学びを受け入れられるよう居場所を整備して、子どもたちの社会的な自立を目指す意識が、以前より高いなと感じました。

フリースクールとの連携も欠かせない取組で、今後、その質の均一化とか、あと、出席の取り扱いなどについてのガイドラインの作成も必要であるように思いました。

その後、テーマ4の「地域と学校の連携・協働について」の分科会に、調布市、我孫子市、浦安市、明石市、枚方市、奈良市の委員と集いました。

地域の高齢化だとか、PTAの解散などもあって、地域のボランティアの人材不足の課題とか、さらに、主体的に参加するために研修会の回数をもっと増やしていく必要性であったりとか、朝や放課後の校庭の開放には防犯の問題もあることとか、AIを使った校内の見守りデーとか、それから、フェスティバルを通して災害へのつながりを啓蒙する活動など、様々な取組を伺いました。

地域ぐるみで子どもを見守り育てる活動の活性化は、地域包括ケアシステムでも重要であると思いました。

最後になりますが、研究協議会に向けて、事務局の方々にいろいろご準備をいただきまして、ありがとうございました。

以上です。

岩本教育長

石井委員、ありがとうございました。

ただいまの報告に、ご質問などはございますでしょうか。

種田委員。

種田委員

お疲れさまです。

ちょっとだけお尋ねしたいのは、対面であったのかということと、ズームか、あるいはどこで会ったのかということをお尋ねしたいと思います。

石井委員

オンラインでしたので、ズームというか、皆さんと顔を見合わせながらお話しをさせていただきました。

種田委員

お疲れさまです。だんだんと対面も多くなってきておりますが、やはり遠いところの方と意見交換をするのは、なかなか難しいものがあると思い

岩本教育長 ほかにはいかがですか。

特にないようですので、報告を終了いたします。

岩本教育長 それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

以上で、本日の公開での審議の日程は全て終了いたしました。

ありがとうございました。

[旁聽者：退席]

– 19 –